

平成28年11月定例会 県土整備委員会（付託）

平成28年12月 8 日（木）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

島田委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時59分）

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 高病原性鳥インフルエンザへの対応について（資料①）
- 平成29年度に向けた危機管理部の施策の基本方針について（資料②）
- 徳島県地域防災計画の修正案について（資料③）
- 徳島県航空運用調整班活動計画（案）の概要について（資料④，⑤）
- 第12次鳥獣保護管理事業計画等の策定について（資料⑥）
- 第12次鳥獣保護管理事業計画（素案）の概要について（資料⑦，⑪）
- 第4期ニホンジカ適正管理計画（素案）の概要について（資料⑧，⑫）
- 第4期イノシシ適正管理計画（素案）の概要について（資料⑨，⑬）
- 第2期ニホンザル適正管理計画（素案）の概要について（資料⑩，⑭）

小原危機管理部長

この際、9点、御報告申し上げます。

まず、高病原性鳥インフルエンザへの対応についてであります。

お手元の資料1を御覧ください。

高病原性鳥インフルエンザは、我が国でも、11月中旬から野鳥での発生が確認されて以来、これまでに、野鳥では北海道をはじめ38件、農場では青森県、新潟県で各2件、計4件発生しており、本県では発生事例はないものの、十分な警戒が必要であると考えております。

このため、去る11月15日には、県の各部局を集めた危機管理連絡会議を開催し、県外の死亡野鳥から、インフルエンザウイルスが確認されたことを踏まえ、注意喚起を行いました。

また、去る12月1日には、新潟県の養鶏場において、鳥インフルエンザが発生したことを受け危機管理会議を開催し、全庁を挙げた対応態勢のもと、正確な情報の把握や死亡野鳥の取扱い、養鶏農家での消毒の徹底、食鳥処理施設での検査態勢の強化、さらには、本県で発生した場合の緊急連絡や動員態勢の再確認を行ったところであります。

また、同日、高病原性鳥インフルエンザ防疫対策会議を、養鶏団体や市町村の担当者も集め、開催し、野鳥の監視強化としまして、死亡野鳥の検査の徹底、ふん便採取・検査に

よるモニタリング調査の実施，市町村や野鳥の会などとの連携強化，養鶏農家への対応としまして，鶏舎の一斉点検や消毒用消石灰の配布，死亡羽数の報告強化などを，確認したところであります。

今後とも，農林水産部をはじめ，全庁を挙げた態勢はもとより，市町村や関係団体とも連携し，県内で鳥インフルエンザを発生させない，持ち込ませないよう，しっかりと対応してまいります。

2 点目は，平成29年度に向けた危機管理部の施策の基本方針についてであります。

お手元の資料 2 を御覧ください。

平成29年度，危機管理部では，資料の上段左，防災関係の課題として，南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震，台風やゲリラ豪雨などが懸念される中，特に，熊本地震等の教訓を踏まえた対策を進めてまいります。

そこで，災害対応力の強化として，災害に対する即時対応が可能となる統括司令室の機能強化や，統括司令室と各庁舎の連携によるリスク分散，住家被害認定調査など専門人材の育成を進めてまいります。

次に，地域防災力の充実・強化として，未来の防災人材の育成，若手や女性の消防団に加入促進などに取り組んでまいります。

次に，右上，中央構造線活断層地震に係る震度分布図や被害想定の方策，公表を行うとともに，次世代消防防災ヘリうずしおの運用と消防をはじめ，警察，自衛隊，ドクターヘリなど，多数のヘリを安全かつ効率よくオペレーションするため，ヘリ動態管理システムの整備を進めてまいります。

次に，命をつなぐQOL向上として，避難所において要配慮者のケア，災害時のトイレ整備，住民主体の避難所運営などを進めてまいります。

資料の下段，新次元の消費者行政の推進として，まず，来年度開設予定の消費者行政新未来創造オフィスの設置や運営を支援するため，県内外の行政機関，企業，大学などが集うとくしま消費者行政プラットホームの設置や，関西，中四国など，広域ネットワークを構築してまいります。

次に，先進的な食の安全安心の推進として，消費者目線，現場主義に軸足を置き，健康食品，栄養成分表示などの相談窓口の設置，大学の研究機関や関係団体と連携した，リスクコミュニケーションの充実，食品表示Gメン監視活動の強化などを行ってまいります。

次に，消費者行政の充実強化として，市町村の消費生活センター設置や，相談員の資格取得，地域見守り協議会の設置などを支援してまいります。

最後に，エシカル消費の推進では，エシカルフォーラムの開催や，教育委員会等と連携しエシカル消費教育を推進し，また，環境，動物，社会に配慮した社会の実現を目指して，野生鳥獣の適正管理を強化，犬猫殺処分ゼロへ向けた譲渡交流拠点の整備などを行ってまいります。

3 点目は，徳島県地域防災計画の修正案についてであります。

お手元の資料 3 を御覧ください。

まず，1，地域防災計画についてでございます。

この計画は，災害対策基本法に基づく本県の災害対策の基本となる計画であり，国が定

める防災基本計画と整合を図りながら、県、市町村、防災関係機関等が、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興について、対処すべき事項を定めたもので、県の防災会議において決定するものであります。

次に、2、主な修正項目について御説明します。

（1）熊本地震を踏まえた防災対策の強化では、まず、活断層地震に対する備えとして、中央構造線活断層地震に関する被害想定の方針を、また、安心・快適な避難環境の整備として、避難所外の避難者に対する支援対策、避難所等における生活環境の向上、災害時快適トイレ計画の方針などを明記いたしました。

2 ページを御覧ください。

行政事務の強化として、地方自治体の業務継続、応援受援態勢の強化に関すること、早期の生活再建のための支援などの対策について明記いたしました。

次に、（2）防災基本計画の修正に伴う事項では、最近の災害対応の教訓を踏まえた、国の防災基本計画の修正事項を反映し、警戒避難態勢の計画に複合的な災害の発生を考慮すること、住民の主体的な避難所運営に必要な知識の普及について明記したほか、ハザードマップ等における早期の立ち退き避難が必要な区域の明示を、明記いたしました。

次に、3 ページを御覧ください。

（3）災害医療態勢の強化では、災害関連死を防ぐために策定しました戦略的災害医療プロジェクト基本戦略の内容を反映し、具体的には、災害医療力の強化、災害時要配慮者支援の強化、避難環境の向上、情報共有機能の強化など、災害医療において推進すべき事項等を明記いたしました。

以上の修正につきましては、今議会での御論議を踏まえ、内容の見直しを行い、来年1月開催予定の徳島県防災会議に諮り、決定する予定でございます。

4 点目は、徳島県航空運用調整班活動計画（案）の概要についてであります。

お手元の資料4では概要版を、また、資料5では、その全体版をお配りさせていただいております。

このうち、資料4の概要版により御説明させていただきます。

1、策定の趣旨といたしまして、大規模災害発生時には、一刻を争う人命救助に向け、関係機関がヘリ等の機動性を生かし、限られた時間の中で、活動を展開する必要がある、連携の強化が重要となります。

このため、ヘリ等が安全かつ効率的に活動するため、航空運用調整班を設置し、発災後、直ちに、関係機関との調整が必要となる具体的な任務などを盛り込んだ活動計画を策定し、切迫する南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害に備えるものでございます。

2、計画の概要といたしましては、（1）航空運用調整班は、自衛隊、警察、消防などから構成し、県災害対策本部・部隊運用班内に位置づけることとし、2 ページに記載のとおり、（2）主な任務から、（8）予備機等の活用までの項目について、本計画に基づいた、一元的な航空運用調整により、迅速かつ円滑な災害対策活動を行ってまいります。

特に、（5）ヘリの運用といたしまして、被害状況を踏まえ、優先すべき事案から割り振りを行い、要請が集中する場合には、参画機関と協議の上、担当する区域分け又は任務割り、時間割り等の調整を行うこととし、情報収集及び人命救助、医療搬送を重視するこ

ととしております。

3, 今後の予定といたしましては、今議会での御論議を踏まえ、本年12月下旬に予定しておりますヘリ等を保有する関係機関等で構成する徳島県航空運用調整会議において、本計画を決定したいと考えております。

5 点目は、第12次鳥獣保護管理事業計画等の策定についてであります。

お手元の資料 6 を御覧ください。

1, 目的といたしましては、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に資することを目的に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図る事業を実施するため、各計画を策定するものであります。

2, 計画の内訳といたしましては、鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣保護区の指定や捕獲許可等に関する事業を実施する第12次鳥獣保護管理事業計画をはじめ、生息数が著しく増加又は生息地の範囲が拡大しているニホンジカやイノシシ、ニホンザルを管理するための適正管理計画の素案を取りまとめたところでございます。

各計画につきましては、後ほど御説明いたしますが、3, 計画期間につきましては、いずれの計画も平成29年4月1日から5年間としております。

4, 今後のスケジュールといたしましては、今議会での御論議を頂いた後、パブリックコメントや、環境審議会での御意見を踏まえ、計画案として取りまとめさせていただきたいと考えております。

6 点目は、第12次鳥獣保護管理事業計画（素案）についてであります。

お手元の資料 7 を御覧ください。

新たに、3, 計画の概要の（3）の鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可におきまして、②の農林水産業被害等防止の観点から、狩猟免許を受けていない者に対しても、自らの事業地内で、農林業者がアライグマやウサギなどを捕獲、カラスやドバトの巣の撤去に伴うひなの捕獲や卵の採取の許可を盛り込んでまいりたいと考えております。

7 点目は、第4期ニホンジカ適正管理計画（素案）についてでございます。

お手元の資料 8 の 2 ページを御覧ください。

5, 管理目標の（4）で平成26年度のシカの生息数を約 4 万 9,800 頭と推定し、平成35年度までに 1 万頭以下を目指してまいります。

6 の（2）目標達成のための施策として、狩猟期間を11月15日から3月31日まで16日間延長、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施などの個体数管理と被害防除対策を総合的に実施したいと考えております。

8 点目は、第4期イノシシ適正管理計画（素案）についてであります。

お手元の資料 9 の 2 ページを御覧ください。

5, 管理目標の（4）で平成26年度イノシシの生息数を約 1 万 3,600 頭と推定し、平成35年度までに約 5,300 頭を目指してまいります。

6 の（2）目標達成のための施策として、シカ個体数管理の施策と合わせて、野生鳥獣ウェブサイトによる生息・出没状況を活用して、農業被害や生活被害の防除対策を実施したいと考えております。

9 点目は、第2期ニホンザル適正管理計画（素案）についてであります。

お手元の資料10を御覧ください。

5, 生息動向及び被害状況において, 生息する群れ約 135 から 170 群れ, 生息数を約 5,000 頭から 7,000 頭と推定し, 2 ページの 6, 計画の主な内容③では県内ニホンザル適正管理の加害レベルに応じて, ④に記載のとおり捕獲目安を定め, 効果的な捕獲や被害防除対策を実施し, 加害群の半減を目指してまいります。

詳細につきましては, お手元の資料11から14までを御参照いただければと存じます。

以上, 御報告申し上げます。

よろしく御審議のほど, お願いいたします。

島田委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

杉本委員

先ほど部長さんから鳥獣保護管理事業計画の見直し計画素案を示していただき説明がありました。シカに限ってちょっとお尋ねしたいんですが, いよいよ林業も本格的になってきて, 県が立てております生産量を目標にして増やしているんですが, 今の造林にニホンジカによる食害があるということはもう御承知のとおりでございます。そうしますと, シカが毎年 1 万頭ぐらい捕獲できているのか。シカの適正な生息数は, 前の計画は 2 万 5,000 頭であったのが, いきなり 4 万 9,800 頭と倍近くに増えた。

それから, 生息数の計算方法がどういうことで変わったのか。昔, 環境審議会に行ったときには, 異常に増えてきたということで, 我々は随分と長いこと, 雌ジカを撃たせてほしい, 捕らせてほしいとお願いもしたり陳情もさせてもらったりしたんですが, 数字というものをとらなかつたんですね。増えてきたというのは分かっているけど, 幾ら増えたかということを持っていなかったし, 県も持っていなかったし, それから自然保護の先生方も数字はなかった。ただ感情だけで, かわいそうなという理論と困るという理論で, 結局, 結果が出なかつたということなんですね。今になれば, これもすごい数だなということもあるし, お金も随分要るようになってきたんですが, 昭和40年代の中過ぎぐらいに最初に抑えていれば, このようなことにはおよそならなかつたのだろうと思うのですが, 一つ御説明いただきたい。

小椋生活安全課長

ただいま杉本委員から, まず, シカの生息数が 2 倍以上増えた, それから, ベイズ法の推計方法についての御質問かと存じますが, まず初めに, シカが増えている要因としましては, 過去には県南地域を中心に, シカの被害が問題になっていましたが, 年々, シカの生息域が吉野川の北部にも拡大するなど, それから, 森林から里地, 農地へと広がってきていることから, 生息数がおのずと増加につながったものと考えております。

また, 捕獲数につきまして, 先ほどもお話を頂きましたが, 平成26年度, 1 万 674 頭で, 平成27年度は 1 万 2,582 頭と, 捕獲を強化してきております。ただし, 基のベースの 2 万

頭からすれば、これだけとれているんだったらもうほとんどいないはずであるんですが、相変わらず捕獲数が増えているということからしましても、生息数の推計方法を見直す必要が生じたところでございます。

これまでは、定点の調査地を設けまして、シカが排出しますふんの数、量を調べまして、それで生息数を推計する方法というものを採用しておりました。環境省におきまして、平成 26 年度に見直しをやるということ、その中で、これまでの糞塊法に加えて、もう少し詳細に出そうということ、出猟したときのシカの平均の目撃数である目撃効率、それから、猟師さんが出猟されたときに何日の割合に 1 回捕れたとか、そういう捕獲数、捕獲率などの因子を新たに加えて解析し、生息数を推計しようという、階層ベイズ法を本県でも使わせていただいたところ、4 万 9,000 頭の推定に至ったところでございます。

ちなみに、この階層ベイズ法は、マグロとかの漁獲高から、例えばマグロがどれぐらいいるとか、そういう推計方法がありまして、それを今度野生鳥獣のシカに応用したところでございます。

また、従前の糞塊法のやり方がよかったか悪かったかというお話もあろうかと思いますが、これにつきましては、これまでは糞塊法ということで、九州大学で編み出した方法を使っています、本県に限らず、中国、四国、九州、各県を見ましても、そのときの推計値から見ますと、少ないもので 1.5 倍、多いもので 5.4 倍、平均で 2.4 倍ぐらい生息数を上方修正してきたところでございます。

#### 杉本委員

那賀奥の人がシカをしっかりと追うものですから、吉野川筋までシカが逃げてきたと言っています。聞いていると思いますが、あれは本当ですから。

ただ、この数字が違い過ぎるというのが、今までの分、どのように説明するのか。計算方法を変えたから、数字が増えましたで通るかな。今まで余りにもばからしいことをしてきたのではないか。2 万頭が 4 万頭にもなって。基となる計画の一番大事な、基となる数字にしっかりと予算を入れて、調査をちゃんとしなければ、ふんがあそこにあつたので、5 頭いる、10 頭いるという計算をしているのが間違い過ぎていたということは、はっきり反省してもらわないと、一体我々は何のためにしてきたかということがわからないようになってしまう。是非、その辺は考えていただきたい。

次に、1 万頭をいかに減らすということで説明があつたんですが、その減らし方というのを説明していただきたい。

#### 小椋生活安全課長

ただいま杉本委員から、1 万頭に減らす考え方ということで御質問を頂いたかと存じますが、今日お配りしております資料 12、第 4 期ニホンジカ適正管理計画（素案）という詳細版の 20 ページをお開きいただければと存じます。こちらに、シミュレーションというか、減らしていくためにどう取り組むかということで書いております。

まず初めに、これは、平成 16 年度から、捕獲数なりそういうものも踏まえて、生息数を推計してきたわけございまして、その中で、シカは毎年捕らないで放っておくと、大体

その生息の全個体数、例えば 1 万頭いれば 1,750 頭、17.5%程度自然増加するものと、今回推計をやる中でわかってきたところをごさいます、その自然増加数を超える数を捕獲することが減少につながるということでシミュレーションを行っています。

過去を見ますと、恐らく平成24年度が 5 万 2,000 頭ということでピークではなかったかと。それから後、平成25年度には 9,954 頭、それから 1 万 600 頭、去年は 1 万 2,500 頭ということで、多く捕ってくることによって、やっとな減少へ転じかけているのではないかと考えております。

ただし、今後を考えますと、やはり早期から捕獲の強化ということで、まず今年度、1 万 2,500 頭を捕獲し、平成29年度には更に一層、1 万 3,800 頭、平成30年度から平成31年度には 1 万 2,000 頭ということで、初期の段階でしっかり捕獲して圧力をかけることによって減らしていきたいと考えているところをごさいます。

#### 杉本委員

捕らぬ狸の皮算用という話にならないように一つお願いします。

先ほどちょっと話しましたが、いよいよ造林も本格的になってくるだろうと。苗木の養成もしているということ、農林水産部出身の小椋課長さんだったら御承知のとおりですが、我々、補助金でも頂いて防護柵をしておりますが、あれはずっと維持するのが難しいですね。風が吹くたびにどこかがひっくり返ってしまい、一説では、狩猟している人は、犬の通りが悪くなるものですから、わざと返す、いう説まで出て、やかましいと言っていますが、維持する費用の補助は出ないものですかね。

#### 小椋生活安全課長

造林木を守るために、防護柵を維持する方法はないかという御質問かと存じますが、現在、造林をする際の助成の制度としましては、シカの防護柵の設置、それから食害防止のチューブという形で、苗木を囲うものですが、そういうものの設置しか支援がないところをごさいます。

そこで、県といたしましては、これまで毎年のことなんです、国に対しまして、造林後の防護柵の設置のときに、まずはその時点で所有者の負担軽減、それから、確かに杉本委員からもお話を頂きましたように、設置した後に防護柵が傷んだり、補修管理、それから年数がたてば劣化もしてきますので、取りかえもしなければいけないとか、お聞きしておりましたので、そういうところを支援してほしいということで、政策提言をしてきたところをごさいます。

こうした中、林野庁の平成29年度の概算要求におきまして、森林における鳥獣被害対策の強化ということで、既設の防護柵の機能確保を行う改良、その行為に対しまして、支援対象に加えるということで、現在、予算が計上されているところをごさいます。今後、多分この12月末だろうとは思いますが、予算が決定されれば、なお一層被害防止対策も講じていくことができるのではないかと考えております。その状況も見ながら、今後とも農林水産部とも連携を図りながら、私どもの捕獲強化とその被害防止、両面からシカの食害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

## 杉本委員

それは有り難い。1年、2年したら、全く意味がなくなってしまうんですね。ですから、補助金も大変もったいないような話がたくさんあると思います。ですから、防護柵の手入れをするお金があれば有り難いし、十四、五年はずっと、毎年手入れはしなければいけないので、これは大変なことだったんですが、大変有り難いと思います。

次に、狩猟者のお年が随分たってきておるといことはもう御承知のとおりですが、シカやほかの、サルもそうですが、減らしていくのには、跡継ぎを作っていないといけません。とてもでないですけど、役場の職員さんや県の職員さんに行ってもらえるようになってくる。小椋課長さんが行くようになるんですよ。これに対しての対応、対策というのはどのようにお考えか、どんな計画をなさっているか、お尋ねしたい。

## 小椋生活安全課長

ただいま杉本委員から、捕獲を担う狩猟者を増やしていく対策について御質問いただいたかと存じます。

これにつきましても、先ほどの第4期ニホンジカ適正管理計画（素案）詳細版の8ページを。まずは現状を御報告したいと思います。

8ページの中ごろの表の3というところに、これは平成27年4月の狩猟免許を取得されている方の状況でございますが、これを見ていただきますと、今現在、免許の取得者数、交付数ということで、2,895人お持ちして、そのうち60歳以上が2,054人、7割を占めております。

それで、ここには書いておりませんが、現在、わなで1,475人、銃で1,389人ということで、最近では、わながちょっと銃を上回るような形にもなっておりますが、委員からお話しいただきましたように、高齢化の進行により、今後この管理対策を担う上では、やはり若手の狩猟者の確保が急務であるということは認識をしております。

そこで県では、県の猟友会とも連携しまして、大学や、今年は新たに農業大学校、それから林業アカデミーなどでも、若者を中心に狩猟免許取得の講座を開催しまして、平成27年度は狩猟免許の合格者が287人いたわけですが、その中で、30歳未満の若者が12人でした。今年は、まだ狩猟免許の試験を、あと1回、1月に残しているわけですが、現時点で203人、30歳未満が33人ということで、昨年より21名ほど増加をしております。中でも、農業大学校の生徒さんが5名、それから林業アカデミーでは11名、大学生はちょっと今確認中でございますが、年代層でも10歳代が8名と、20歳代が25名ということで、若者に免許を取っていただくという取組をしているところでございます。

さらに、狩猟免許を取得されても、初心者であるし、経験がないことからやはりすぐにはできないというお声も頂いておりますので、そういった点から、わなの設置ですとか、それから射撃訓練等の技能講習、さらには実際に猟師さんになっていただくということで、ステップアップのために狩猟現場でベテランの猟師さんから技術を学べるよう、実際に狩猟現場に銃とか持って一緒についていくという形の中で、体験研修なども実施しております。今後一層、鳥獣の被害対策の捕獲を担う若い狩猟者の方を育成確保してまいりた



いと考えているところでございます。

#### 杉本委員

これ、大変ですね。しかしなかなか、ベテラン猟師に習うというのも、既にベテランがほとんどいないような感じですけどね、超玄人のような人は。しかし、これで、少しでも戦力になるようにしていただかないと、山村での生活は難しくなってしまうよね。

さらに、おとといの新聞だったかな、お猿のかわりにおばあさんを撃ってしまった。撃たれた方の家族も撃った方も、大変よく知った仲ですから大変です。御相談していただかれても、両方、行司をするわけにはいけないので。でも、駄目がつんできますと、お金の話になってくるといふところでもありますから大変ですけど、周辺の人がお猿を撃ちに行かなくなって、お猿の社会になって、私の家のカボチャまで抱えていってくれるようになって。お猿もよくわかっています。大変ですけど、是非とも努力していただきたい。

林業の方では、30年生ほどの林を30町分余り、この間から間伐されておられるんですけど、シカは10年生ぐらいの木の幹の皮をはぐんですね。食べるのではないんだそうです。趣味というか、習慣、習性というんですかね。そしたら、その皮が傷になって、幹が腐る。そして、木はきれいに皮で蓋をしてしまうんですね。間伐したら腐っているのがわかりますから、間伐してくれている人が、もうあれ、間伐する意味がない。やめたらどうだろうか。このように言ってくれる。30町分の木を捨てるということになると、ちょっとつらい。しかし外から見て、この木の中がシカにかまれているというのはわからないものですから、結局切らなければいけない。過去であればお金がもうかっていましたから、やり直そうという話ができたんですけど、この頃はその力がとてもない。すると、放っておくか、切ってしまうか、というお話になります。

それから、今、間伐して、木を切った後、造林しようという話が、県の計画ができていますけど、切った後には草が生えてきますから、シカがそこに全部乗ってくる。これは本当の話で、昼間やって来る。そうしますと、シカは遊びでついでに杉の皮もはいでみたり、木の芽を食べてみたりする。なかなか、造林して成功するというのは難しいと。そんなのを考えて、是非力を入れていただきたい。そうしないと、私のように30年後に、あの山駄目だぞ。と言われたら、腹の立ちようがない。

お猿のかわりに間違っって人を撃ったという話も現実にありますから、猟師の勉強も十分にさせていただきたいということをお願いして終わります。

#### 達田委員

先ほど御説明がありました平成29年度に向けた危機管理部の施策の基本方針の中で、新次元消費者行政等推進対策に関する内容でお尋ねをしたいと思います。

まず1点目は、消費者行政新未来創造オフィスの設置、運営に向けて、県が力を入れて頑張っていくということなんですけれども、先日の徳島新聞にも報道されましたけれども、国民生活センターの研修、これが鳴門市で行われておりますけれども、受講者数がもう伸び悩んでいるということなんです。この点について、どのような見解をお持ちでしょうか。

### 勝間消費者行政推進課長

ただいま達田委員から、国民生活センターが実施しております研修につきまして、受講者数の報道等についての見解という御質問を頂いたところでございます。

国民生活センターの研修につきましては、今年度14回実施されるという形になっているところでございます。ただ、徳島県で実施される同じ内容の研修が、別に2回ほど相模原市で実施をされているという部分もでございます。それと、徳島県と相模原市で同じ内容の研修を行った場合には、やっぱり距離的に遠い東日本の参加者が少なくなり、距離が近い西日本の参加者が多くなるという傾向が出てきているというのは、ある意味当然なのかなと思っております。

さらに、それぞれの講座によりまして、研修の内容や対象者等が異なるため、参加者にばらつきが生じることもあると思っております。

ただ、確かに現状で申し上げますと、人の流れが東京で一番交通の便がよいというのはやはり東京圏という形になっておりますので、それと比較した場合、徳島県が交通の便が悪いという言われ方をするという部分もあるかと思っておりますけれども、それは東京圏との比較の中でという形になっているところでございます。

もともと、この国民生活センターを含め、あるいは消費者庁も含めてですけれども、政府関係機関の移転につきましては、東京一極集中を是正し、新たな人の流れを生み出すことを大きな目的としているものでございますので、そういった人の流れを今後しっかりと変えていきたいと考えているところでございます。

報道等では、受講生が伸び悩むというような形も書かれているところではございますけれども、やはりこれを少しでも改善していきたいと考えております。そのためにも、研修の実施主体であります国民生活センターとしっかりと連携をしまいたいと思っております。これまでの研修につきましては、いわゆる試行という部分がございまして、その部分の制約というものもあったかというふうに、国民生活センターからも聞いておりますので、これからは、政府方針に基づいた本格的な事業ということでございますので、県と国民生活センター、研修の実施主体は国民生活センターでございますので、この両者が、しっかりと連携をしながら参加者を増やしていく工夫を加えていきたいと考えているところでございます。

### 達田委員

以前の県土整備委員会でも指摘をさせていただいたんですが、鳴門市ではなくて相模原市だけで研修をやっていたときに、徳島県からの参加者が非常に少ないというようなことで、全国からも批判をされる中身の一つになっていましたよね。私は、消費者庁とか国民生活センターが徳島県へ全面移転をするということは、消費者行政の低下につながるもので、反対はしておりますけれども、この研修に関しては、せっかく近いところでしているのであれば、徳島県からどんどん参加をしていただきたい。そして、徳島県の消費者行政そのものを引き上げる力になっていただきたいということで申し上げてきたわけなんです。そこでお尋ねしたいんですが、徳島県からの参加者というのはそれぞれ人数は書かれている

のですけれども、県の職員さんや市町村の職員さんはそれぞれ何人だったのでしょうか。

勝間消費者行政推進課長

今、達田委員から、国民生活センターの受講生の内訳という御質問を頂きましたけれども、実は統計をとっておりますのが、徳島県内分ということでございまして、例えばその身分がどうなるかという一覧表を今は持っていない状況でございます。誠に申し訳ございません。

達田委員

この講座に参加できる人はどういう人かということはあらかじめ講座内容でわかっているわけですね。趣旨とか、参加できる人はこういう人ですよということが書かれていますので、それによって、対象が、例えば地方公共団体の消費者行政担当課長、それから消費生活センター所長及びこれに準ずる管理職と決められている講習もあれば、地方公共団体の消費生活相談に従事をしている消費者行政職員及び消費生活相談員というようなことで、課長さんであったり、内容によったら相談員の方であるとか、そういうことで決められていますので、おのずからこれは、それ以外の方が参加しているということはないと思われまので、調べようと思ったら、何千人も来ているわけじゃないので、即調べられると思うんですけど、それはいかがですか。

勝間消費者行政推進課長

今、統計の話なんですけれども、取りまとめの仕方でもございまして、当然のことながら、毎回毎回、受講される方の名簿等々は整理されているという状況でございますので、それを積み上げていけば、それはわかっていきますが、済みません、積み上げた資料というかその数字自体の積み上げをしていないということでございまして、御理解いただければと思います。

達田委員

市町村から相談員さんであるとか職員さんであるとかが参加したという、それもわからないのですか。

勝間消費者行政推進課長

今、市町村からの参加ということなんですけれども、達田委員からも話がありましたとおり、研修の中身でいきますと、まず、消費者行政の職員研修等々が含まれているということでございまして、その中には当然、市町村あるいは県の職員、これが含まれているとは思っているところでございまして、済みません、その中で、徳島県内の分の何人が県の職員で何人が市町村の職員かというのはすぐには出せないというところでございまして。

達田委員

是非調べていただいて、資料を提出していただきたいと思いますので、それはお願いを

しておきます。何でこんなことを聞くかといいますと、消費者が相談をする場所というのが、県下全ての場所であるべきなただけけれども、徳島市とか大きなところにはきちんとあるけれども、人口が少ないところには消費生活相談の部署というのがなかなかない。自治体同士が協力してやっているところもあるんですけど、どこへ相談していいかわからないというところもあります。地域によって偏在しているということですので、私はどんなに人口が少ないところであっても、何かあればすぐに相談できる、身近なところで相談していただけるという、そういう状況を作っていくというのが大事だと思うんですね。そういう意味で、人材を育てていくというのが非常に大事だと思いますので、後々何回も研修もあるわけですから、そういう意味で、研修というのは、どんどんと参加をされるべきだというふうに思っておりますので、是非取組を強めていただきますようお願いをいたします。

それと、鳴門市でしているから、もうここへ来てもらったらよい、徳島県内の方も皆ここへ来てよということと言っているとありますが、例えば消費生活サポーター研修、地域の見守りネットワーク推進のための講座とか、そういうものが相模原市で行われるということで、今、高齢者の消費者問題というのが非常にクローズアップされていますけれども、どういう問題があって、どういう対応をしていったらいいんだろうかというような講座も相模原市で行われると。これ、徳島県ではないわけですね。

#### 小椋生活安全課長

サポーター研修といえば、むしろ徳島県の方が熱心でして、現在、サポーターの人数が、概数になるんですけど、390人ほどおりますし、それから、消費生活コーディネーターという形で、相談員とか相談員に準ずるような資格を持たれた方が、あと25名程度いるわけです。そういう方々を中心に、自ら講座とかそういうものを企画して、例えば阿南市でしたら、伊島へ行って、高齢者の方を中心に集まってサロンとかをやっているところで消費被害をどう防ぐかというお伝えをしたりとか、それから、敬老会とかそういう場面を捉えて講座もやっておりますし、中には、それをもっと多くの人に伝えようということで、サポーターとかコーディネーターに限らず、地域の社会福祉協議会の方ですとか、それから警察なり多くの関係者を集めて学んでもらおうということで、その一環の取組を、徳島県でもこのサポーターの研修を行ったわけです。通常の講座に加えて、その日の午後、本来ならすぐ、県外から来た方はそれぞれのところへお帰りになるんですが、徳島県のサポーターってどういうものかということで、小松島市へ行きまして、実際に現場でやっておられる方の皆さんが集まって、最近の高齢者の被害はこういうものだからこういう形で防ごうねとかいうような取組、行動を、実際に見学してもらって、参加してもらって、学んで帰っていただいたということで、ある意味、立派な講師を用意してお話を聞くだけが講座ではありません。そういう意味では、徳島県での取組を見ていただいて参考になったというお声も頂いておりますし、逆にそういうものをこれからは広げていくことが大事なんじゃないかと思えます。ただし、今年は研修の試行期間ということですので、相模原市と同じ研修をさせていただきますということで、そうなっていたわけですが、徳島県はオプションをお願いして、午後にそういうことをやったわけですし、そういうものをこれから、新

未来創造オフィスを踏まえて取り組む中では、また新たにこの国の消費者の、高齢者の消費被害の解決というところで提案などを、私どもでできるのではないかと思うので、そこはしっかり取り組んでいくつもりでございます。

#### 達田委員

高齢者サポートに関しては、徳島が非常に進んでいるので、相模原市の研修をわざわざ受けなくてもいいんだよということだと思えるんですけども、そういうことでこの試行がされた以前、徳島県の参加者が少なかったというのは、そういう理由であったのかなど、一般的に、そういうふうにもとれるんですけども、今後、鳴門市でする分、それと相模原市でしかやってないよというような分、やっぱりこれは講座を受けとかななくてはというようなことがあれば、徳島県の参加者は少ないじゃないかというようなことが言われなように、積極的にどんどん、参加をしていくべきと思いますので、是非その点、お考えいただけたらと思います。

次にお尋ねしたいのは、この施策の基本方針の下に書かれております、食の安全・安心について、食の安全・安心というのは消費者にとって非常に関心の高いものなんですけれども、加工食品の原料原産地表示についてお尋ねしたいと思います。

加工食品の原料原産地表示につきましては、これも、徳島県は非常に頑張っていて、食品表示の適正化等に関する条例も作って頑張ってきているところなんですけれども、国の方で、全ての加工食品に原料原産地表示を義務付けていこうということで、来年の夏にも、食品表示基準を改正する方向だと一部で報道もされておりますが、例外表示なんかを見ますと、非常にわかりにくい部分があるんですよ。ですから、本当に消費者にわかりやすい表示を行ってほしい。また、徳島県の場合は特に、偽装表示というようなことでも、何度も問題になりましたけれども、これが、偽装がやりやすくなってしまふような表示では困りますので、そういう点、地方の現場でも頑張れるような表示にしていきたいと思うんですけども、今現在、表示を改正するという方向に向かっている時点で、県の見解はどのようにお考えなのかをお尋ねしておきたいと思います。

#### 久米食の安全安心担当室長

今般、消費者庁と農林水産省が実施しました加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会、これが、1月から計10回開催されてございますけれども、その中で中間取りまとめが11月29日に公表されてございます。この、新しい食品の原料原産地表示の制度が、わかりやすい表示制度であるべきではないかという御質問でございます。

達田委員御指摘のとおり、今回の中間取りまとめの内容につきましては、国内で製造される全ての加工食品において、重量割合上位1位の原料の原産地を義務表示の対象とする、そして、これは国別重量順で表示するという内容でございます。あわせて、輸入又は国産、といった大きく表示、あるいは可能性表示といった例外表示も認められているというような中間取りまとめの内容でございます。これが、消費者にとって非常にわかりにくいのではないかと、わかりにくいことから食品の偽装等が起こるのではないかとということでございますけれども、まずもって申し上げたいのは、食品の偽装、これは、意図を持って、あ

る悪意を持って、不正に利益を得るために事実と異なる虚偽の表示をするということでございます。これは、いわゆる犯罪でございます。ですので、食品の表示のルールが、一見わかりやすいとかわかりにくいとか、そういったことに起因して食品の偽装が起こったりとか、それが増加するといったものではないと、私どもは考えてございます。

そして、この食品偽装が起こらないように、県としてどういうことをしていかなければならないのかということでございますけれども、これは、一義的には、食品の表示といいますのは、食品表示法、あるいは、それに基づく食品表示基準に基づいて、事業者の皆様方が、このルールに従って、それを遵守していく、そして適正に表示されていくことがまず大事でございます。県といたしましては、それを行政的に監視する。本県で申しますと、食品表示Gメンが事業所に立入調査をいたしまして、産地の表示の根拠となる書類、伝票、台帳等を調査して、その適正性、真正性を確認すると。あわせて、これに、DNA検査であるとか安定同位体比分析と申しまして、産地分析試験、これを併用することなどによって、その適正性を確認していき、これによって、防止をしていきます。なお、不適正な表示があった場合には、当然、御指導を差し上げるわけでございますけれども、御指導に従っていただけない場合については、法的な措置、指示、あるいは命令、あるいは罰則といった法的な執行がなされていく態勢になってございます。

#### 達田委員

これから決まっていくということですので、是非徳島県からもわかりやすい表示を求めていると思うんですが、徳島県が平成25年でしたかね、食品表示制度の推進ということで、提言をされておりますよね。この中に、都道府県や食品事業者、消費者の声を十分に聞き、実効性のある制度とすることというようなことも書いて、提言をされているんですけども、今、正に消費者の声をどんどん聞いていくという、そういうことが大事だと思うんですけども、例えば私たちが、国に対してこういう制度にしてくださいというような、そういうことができる機会というのはあるのでしょうか。

#### 久米食の安全安心担当室長

表示制度について、消費者の方、あるいは一般の国民の方が国に対して表示制度について意見を述べる機会があるのかという御質問でございます。

今回の中間取りまとめにおいても一部言及されてございますけれども、この中間取りまとめの先には、食品表示基準等の改正があるわけでございますので、当然これは、抜本的な表示基準の改正ということになります。これについてはパブリックコメント等をして、国民の声に十分耳を傾けていくというような記載がされてございます。

#### 達田委員

パブリックコメントの在り方というのは、国も県もですけれども、なかなか、一般の方が目に付きにくいところでコメントを出してくださいよというようなことが書かれている場合が多いんですけども、非常に大事なことです。いろんな方の意見を出せるような、出しやすいような、たくさん意見が集まるような状況にしていきたいと思っております。

県が取り組んでいないので、国なので、やっぱり国に対してもっとわかりやすいようなパブリックコメントをやってくださいと言っていたきたいわけなんですけども、もっと今までとは違うやり方をきちんとしていくべきじゃないかと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

#### 久米食の安全安心担当室長

ただいま、達田委員から、パブリックコメントの手法について、もっとやりやすい方法、しやすい方法、声の拾いやすい方法をしていくべきではないかという御質問を頂きました。

先ほど御説明いたしましたように、食品表示基準の改正に伴うということで、パブリックコメントがされるわけでございます。これはもちろん、委員がおっしゃったように、国がすることでございますので、私どもがその手法についてどうこう申し上げることではございませんけれども、パブリックコメントを実施した場合には、こういったパブリックコメントが実施されているので、県民の皆様の声をパブリックコメントに届けるようにというような形で、いろんな機会を通じて広報してまいりたいと考えてございます。

#### 達田委員

この中身、特に消費者の方々から意見が出ているというようなことで、新聞の報道でもありますけれども、特に例外表示ということではいいますと、国産又は輸入、とか、それから、輸入又は国産、というふうに書かれていると、どっちなんだというようなことで混乱が起きるんじゃないかというようなことが言われています。この書き方について、周知徹底も図らないといけないし、第一、こういうわかりにくい、どっちかなと思えるような表示の仕方というのをするのが本当にいいのかなという思いもありますけれども、例外表示をされるというのは、どれぐらいの割合であるのでしょうか。

#### 久米食の安全安心担当室長

例外表示、大きくり表示、あるいは大きくり表示プラス可能性表示がどのぐらいの割合で行われるのかといった御質問でございます。

先ほど、説明してございます検討会に先立ちまして、農林水産省が調査を実施してございます。これは30事業者に対して、97品目程度について、原料の原産地の数を調べたものがございます。これをそのまま当てはめるわけにはまいりませんが、これから類推されますと、この場合、1か国が46%、2か国が24%、3か国が14%。大きくり表示と申しますのは、3か国以上ある場合に大きくり表示が可能となりますので、この14%というのが、大きくり表示の対象となります。また、4か国、つまり、先ほど達田委員御指摘のありました、輸入又は国産、といったような表示がなされる場合、これにつきましては、14%といったような数字が示されてございます。

#### 達田委員

そういう消費者が見てどっちかなと思うような表示というのができるだけ少なくなって、わかりやすい表示がほとんどとなるように是非お願いしたいものなんですけれども、特に

私たち、買物をするとき、原料原産地を見ます。国産か、特に徳島県と書いてあると買うんですね。ですから、徳島県産ですよというのがぱっとわかるように書いていただいていたら、非常に有り難いし、生産者にとってもメリットは大きいと思います。そういう徳島県産という物を増やしていける機会になるのか、そのメリットをどういうふうにお考えでしょうか。

#### 久米食の安全安心担当室長

ただいま、達田委員から、この新しい制度が、徳島県産食品のアピール、あるいはそのブランド化につながっていくのかといった御質問を頂戴いたしました。

今回の改正は、全加工食品に対してその原産地表示をするということで、これが直接徳島県産食品の表示につながるものではないです。ただし、徳島県独自の取組といたしまして、先ほど達田委員からも御紹介がございましたけれども、本県は平成27年4月1日に、徳島県食品表示の適正化等に関する条例を制定してございます。この中で、食品表示に対する消費者の信頼を向上させるとともに、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択に資するために、食品の原産地表示に関する情報提供の充実に努めるよう規定してございます。

あわせて、徳島県産食品として表示する食品につきましては、仕入れ関係書類等の販売事業者、事業所への備付け及び保存を義務化してございます。食品表示を保証するトレーサビリティ制度、この部分の導入を推進してございます。こうした制度の周知と推進によりまして、本県産食品の原産地情報の積極的な提供に努めるとともに、表示の信頼性の向上を図ることで、県産食品の信頼性とブランド力の向上につなげてまいりたいと考えてございます。

#### 達田委員

是非消費者が徳島県産をどんどん購入していただけるようにするためにも、そういう取組をしやすいようにお願いしたいと思います。

それと、食品の表示といいますと、原料原産地だけでなく、安全・安心という面もあるわけですが、アレルギー物質の表示とか遺伝子組換え食品の表示とかは、安全・安心に関わるものですが、遺伝子組換えでない则表示されているお豆腐とか大豆商品とかありますけれども、輸入大豆製品から、組換えでないと言われていても検出されたということがあります。これはもっと基準を厳しくするべきではないかと思うんですけれども、この点もやっぱり国に対して提言をされる場合に、アレルギー物質の表示に関しても提言をされてますよね。食品の表示等について、速やかに表示基準等を策定することというようなことも提言されているんですけれども、厳しい基準にするべきでないかと思うんですが、このことを国に申し上げるといって、そういう計画はあるのでしょうか。

#### 山根安全衛生課長

ただいま達田委員から、遺伝子組換え食品、それからアレルギー食品等についての検査等、それから基準、このあたりを厳しくすべきでないかということで御質問いただいたと



ころでございます。

現在、アレルギー食品や遺伝子組換え食品につきましては、原則、食品安全委員会で基準等が、決められているところでございます。管理態勢につきましては、厚生労働省、それから評価態勢、これは食品安全委員会でしっかり評価されているところでございます。そういう食品安全委員会の基準の評価のもとに、我々は、しっかりと検査をやっているところでございますので、そのあたりにつきましては、あくまでも食品安全委員会の評価に委ねたいと、そういうところでございます。

達田委員

食品安全委員会の評価に委ねるといっても、結局、日々、私たちが口にしなければいけないのですので、今、EUの基準では、遺伝子組換え食品で0.9%、日本は5%となっていて、非常に緩い基準になっているということなんですよね。ここが非常に心配されているところなんですけれども、もっともっと厳しい基準に、国際的な基準に近づけていくべきではないかということで、国に対してものを申し込みたいということ、質問させていただいているんですけども、その点、いかがでしょうか。

山根安全衛生課長

ただいま、基準等について、EU、それから米国等に比べて基準が甘いとか、そういった御質問とは思いますが、原則、日本はしっかりと安全性の評価のもとに、欧米に準じてしっかりと基準を定めているところでございます。決して、我々、一概に、日本の基準が、例えば欧米に比べて甘いとか、そういう問題ではないと考えているところでございます。

達田委員

実際に調べてみたら検出されたという事実がありますので、家族に安全安心なものを食べさせたい、毎日健康で過ごしたいというのは、皆さん同じ思いだと思うんですね。そういう面で、食品の安全安心というのは、本当に大事なことだと思いますので、こういう取組を是非強化できる国であってほしい、そしてそれに対して物が言える県であっていただきたいと思っておりますので、これを要望して終わりたいと思います。

小椋生活安全課長

先ほど、くらしのサポーター・消費生活コーディネーターで、人数で一部訂正をさせていただきたいと存じます。くらしのサポーターは、見守り人材ということで390人と、あと老人クラブとか消費者協会とか14団体ございまして、それから、消費生活コーディネーターにつきましては、先ほどの25名は、昨年2月までで、3月に新たに12名を指定しておりまして、現在37人になっておりますので、大変失礼いたしました。

島田委員長

休憩します。（12時11分）

島田委員長

再開します。（13時12分）

それでは、質疑をどうぞ

岩佐委員

さきの本会議でもいろいろ質問があったわけなんですけれども、最近の高齢者の交通事故ということについて、何点か質問をしていきたいと思えます。

特に今年は、県内における死亡事故というのも去年以上に増えてきています。その中でも高齢者が占める割合が高いということでも、いろいろ報道もされております。そういった、被害者になるという部分に加えて、特に最近、高齢者が加害者側になってしまうという事例というのが本当に多くありまして、今日の新聞でも話があったんですけども、そういう高齢者が加害者となる。それを抑えるために運転免許証の自主返納を、今、促しているというようなことがあります。今日の新聞の1面でもあったわけですけども、自主返納がこの11月に入って増えている。その要因には、事故がかなり増えてきているというようなこともあろうかと思えます。

ただ一方で、高齢者が自主返納することによって、自分が運転して行けない、買物に行くにしても病院に行くにしても、やっぱり足が必要だと、そういう生活の足の確保というものも重要だというふうに言われているわけでありまして。特に田舎の方に行くと、中山間地であったりとか、ある議員の話じゃないですけども、バスがあるところだったらまだ良いのですけれども、バスがないところはどうするんだというふうな、そういった地域であったりとか中山間地の課題というのもしっかりと見据えた解決というのが必要なんじゃないかなと思ってます。

高齢者が加害者側になってしまうという、その原因というんですかね、理由としては、年齢を重ねていくことによっての、例えば視野が狭くなってくるとか、また認識をしても、それからブレーキを踏むとかハンドルを切るとかいうまでにタイムラグがあるとか。また、踏み間違い等による、そういう事故というのが理由だというふうにも報道されております。

その中で、軽い認知症というんですかね、そういう方というのも増えてきているように思うわけなんですけれども、これまでは、免許の更新時にも認知症検査というのもされているとは聞きます。例えば、事故等がなければ5年間は更新がないということで、その間に認知症が進んでいくというようなことも考えられるわけなんですけれども、そこで、来年3月に、改正道路交通法が施行されると聞いていまして、その中での高齢ドライバーの免許の更新等について、検査であったりとかいうことで変更される点というのは、公安委員会の方かもしれませんけれども、危機管理部としてもわかっていることがあれば教えていただきたいと思えます。

小椋生活安全課長

ただいま、岩佐委員から、道路交通法の改正に伴う高齢者の認知症の対応はどうかという御質問を頂いたと存じます。

まず初めに、現行制度では、70歳から74歳までの方におかれましては、運転免許更新時に、高齢者講習を受講し、それから、75歳以上の方につきましては、免許更新時に、3年に1度でございますが、認知機能検査を受検していただくということになっております。それが、来年の3月12日になりますと、これまでの取組に加えて、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為といたしますか、例えば、信号無視ですとか踏み切りとかの一時停止の標識が立っているところを無視して一時停止せずに通過する、それから、進入禁止の道路の標識を無視してそこへ逆走する。そういうようなものを18項目ほど定めておりまして、その違反行為をした場合に、そのリスクとして、認知症若しくは認知機能の低下が考えられるのではないかとということで、臨時的に認知機能検査を受けてもらうこととしております。その結果としまして、もし認知症であれば、免許については取消しせざるを得ないことになっておりますし、低下のおそれのある方につきましては、臨時の講習、それから、場合によっては、個別指導なども受けていただくことによって対応するという方向で、法改正の施行が進められると聞いております。

#### 岩佐委員

これまでに加えて、そういった違反行為があったときに、検査をするということで、返納であったり、場合によっては取消しというような処分にもなるということだと。わかりました。ただ、今、認知症と思われるんですかね、認識力の低下というのは本当に多いように思います。私も2か月ぐらい前に、2車線のところを逆走している車というのを実際に目にいたしました。その後大きな事故にはならなかったとは思いますが、そういった違反というんですかね、逆走であったりとか、それが事故につながらないような取組というのを、更に推し進めていかなければいけないのかなと思っています。

そこで、今、国においてですけれども、高齢者の事故が増加したことに対して、安倍総理が、とり得る対策を早急に講じるように関係機関に指示をいたしまして、12月1日に、高齢者運転交通事故防止対策ワーキングチームというものを設置されたと聞いております。国としても、その件というのは重大で、早急に対策しなければいけないということだと思います。本県も、課題解決の先進県として、高齢運転者に対するそういったワーキングチームのような、協議する場を作ってはどうかと思うんですけれども、そういうことは、検討はどうでしょうか。

#### 小椋生活安全課長

ただいま岩佐委員から、国が作りました高齢運転者の交通事故防止対策のワーキングチームにならって、県でもワーキングチームを作ってはどうかと御質問いただいたかと存じます。

これまで県といたしましては、道路交通の安全を確保するため、県はもとよりですが、警察、市町村、交通安全協会、それから交通安全母の会、老人クラブなど、県下の56の機関、団体から成ります交通安全対策協議会を設置しているところでございまして、この協議会を通じまして、これまで関係機関、団体の皆様に御協力いただきまして、高齢者交通安全のキャンペーンですとか、交通安全教室、それから、11月の下旬には、独居とか高齢者

のみ世帯のようなお宅にも戸別訪問をさせていただいて啓発を行うとともに、先月、挙県一致交通安全県民大会ということで、高齢者の事故を防ぐことを重点に進めてきたところでございます。

しかしながら、岩佐委員からもお話がありましたように、いまだ予断を許さない状況にありますとともに、またこれから一層高齢化が進行していくことを踏まえますと、高齢者の交通事故の防止対策というのは強化していかなければならない重要な課題であると認識しております。

そうした点を踏まえまして、高齢者の事故防止施策を強化するワーキングチームを作っただろうかという御提案を頂きましたので、今の交通安全対策協議会などの取組を踏まえて、強化ということで、早速にも設置等、検討をしていきたいと考えております。

#### 岩佐委員

前向きな御答弁を頂きまして、そういうワーキングチームでの啓発等に加えて、私も田舎の方で、車がなければ不便だという思いもしています。当然それが、高齢者の方のみでの家族であれば、買物に行くにしても、病院に行くにしても、車に乗らざるを得ないということで、返納等を推進していくのも、本当につらいようなところもあるわけなんですけれども、やはりそういう車を所持していく、持っているだけ、それを維持していくだけでもお金がかかります。その分というのが、例えば、取り組まれているタクシーを利用したりとか、バスの半額というようにところに置きかえても、それでも以前より、自分で車を持っているより、そんなに高くつくわけじゃないといった説得であったりとか、特に加害者になるというのは、本人もそうですけれども、周り、家族というのが物すごく、日頃からも心配しているでしょうし、また、加害者になった場合に、つらい思いを家族にもさせるというような、そういった周りの視点というのも、高齢ドライバーの方にも説得をしていかなければいけない部分ではあるかと思えます。そういったワーキングチームの中でも、自主返納であったり、高齢運転のリスクということもしっかりと伝えていっていただきたいと願っております。

次に、それとも関係はしてくるんですけども、全体的な、高齢者だけじゃなくて、我々も含めて、交通安全に関するマナーやルールの遵守についてです。例えば、最近、車のハイビームとロービームという話があるんですけども、今まで割とロービーム、下に下げているのが普通だと思っていたことでも、本来はハイビームが基本であって、ロービームというのが、対向車がまぶしくないように下げるとというのが常識であると。でも、逆の方を常識と思っていたようなこともあろうかと思えます。

また、よくこれも目にするんですけども、2車線あるとか複数車線あるときに、基本は走行車線と追い越し車線であると。ということで、何もなければ基本的には左側の車線を走らなければいけないということだと思えます。普通の自動車学校とかではそう習うと思うんですけども、何もなくても右側を走っているというようなこともあって、それも割と本来のルールというのが常識化していないという部分もあろうかと思えます。そういった、今まで常識だと思っていたところが本来とは違うというところの啓発というのも、もう一回ここでしなければいけないかと思えます。

また、そういうことに加えて、危険な運転につながっているような事例というのも、私も走っていてよく見るんですけども、例えばウインカーのタイミングが遅いとか、つけずに車線変更するとか、曲がっていくというような事例もよく見ます。更に加えて、最近、暗くなって街中を走っているのに、無灯の車を、たまに見かけるんです。街中だから周りの明るさであったりとか、ほかの車のライトで見えるということもあるんですけども、多分それは推測ですけども、メーターが、最近の車というのは発光式、常に光っているというようなこともあって、暗くなってきても何も不便を感じない。若干車にもよるとは思うんですけど、メーターが、ライトをつけたら若干暗くなるとかいう形もあるので、暗くなってきてもライトをつけていない車というのでも割と、ぼつぼつ見かけます。私、実際に昨日も、1台すれ違ったんですけども、あれも周りとしてはものすごく怖い思いをします。

そういった交通ルールであったりとか、マナーというのを、ここで見直して、高齢者だけじゃなく、啓発をしていかなければいけないんじゃないかなと思います。特に、マナーが悪い県としても、そういう汚点というか、汚名もあります。そういうことを改善していくためにも、ルール、マナーの啓発ということに対して、今後県としてはどのように啓発に取り組んでいくのか、その姿勢をお聞かせ願いたいと思います。

#### 小椋生活安全課長

ただいま、岩佐委員から、ハイビームの使用ですとか、それから無灯火の防止など、交通ルールやマナーの啓発にどう取り組んでいくのかという御質問を頂いたかと存じます。

まず初めに、車のヘッドライトのハイビームですが、ハイビームは走行用前照灯、ロービームはすれ違い用前照灯ということで、道路運送車両法に定義をされておまして、そして道路交通法では、夜間に他の車とすれ違うとき、それから、前走車の直後を走行する場合には、ロービームに切りかえることと定めておまして、それがいつの間にか定説になったのではないかと考えております。

対向車がないときには、ハイビームを使わなければならないということが本筋でありまして、法律を守って正しい交通を行うための手引書といいますか、皆様、運転免許更新のときに交通教則という手引書なんかにも、御覧になったら書いているところでございます。

そして、夜間に歩行者をはねる交通死亡事故の約96%がロービームであったとも言われておまして、ハイビームを活用することにより、自動車の運転者はもちろんのことなんですけど、歩行者、両者とも、車と人との距離感を把握し、視認性が高まり、事故への未然防止が期待されております。

それ以外にも、今の車線の話ですとか、無灯火の話もあったわけですが、そういうことを踏まえまして、県では、去る10月5日に、交通安全対策協議会幹事会を、それから、市町村の交通安全対策主管課長会議を開催いたしまして、10月の21日から実施しました障がい者、高齢者交通安全県民運動、それから、もう間もなくですが、12月10日から1か月間、年末年始交通安全県民運動を実施するわけでございますが、その活動の取組方針の重点事項ということで、そこの中に、夜間走行時のハイビームの活用など、そういう啓発についても一層強化していこうとしているところでございます。

それから、無灯火の話もありましたが、一方では、早めのライトを点灯することによって、特に夕暮れどき、ライトの点灯が遅れるというのは、やはり歩行者にとっても危険な状況でもありますので、これにつきましても、天候にはよりますが、日没時間の30分前に点灯しようということで、特に企業の事業所の方には、早めのライト点灯モデル事業所という形で、事業所として指定をさせていただいておりまして、そういう皆様の御協力も頂きながら、しっかりとルールを守り、マナーアップをはかり、事故防止に努めていけるよう頑張ってもらいたいと考えているところでございます。

#### 岩佐委員

本当に、県民それぞれの意識が高まらないと、こういった事故の防止であつたりとかマナーとかというのは向上しないものだと思います。しっかりと一人一人に届くような、啓発に力を入れていっていただきたいと思います。

次に、車のライトの話もそうなんですけども、国でも、ライトに関しては、2020年にオートライトというのが義務化される、2020年の新車から、義務化が始まるというようなことも聞いています。さらには、先ほどの高齢ドライバーの事故等に関係してですけど、近年、衝突被害軽減ブレーキであつたりとか運転支援とかいうような、そういった車もかなり普及をしてきております。そういった軽減ブレーキ等も、今後国の方でも義務化であつたりとか、そういう流れになってくるのかなと思っているわけなんですけども、例えば、衝突回避のブレーキ等に関しても、国土交通省が管轄している組織では、いろんなテストに取り組んでいます。車を運転しているユーザーの立場からいけば、例えばそういったオートライトであつたりとか、ブレーキというのも、そこで生じる問題というのは、ある意味、ユーザー、消費者ということ言えば、そういう分野で起こるいろんな問題というのは、消費者問題にもつながるものかなと思っているんです。車以外にも、例えば最近普及してきたスマートフォンであつたりとか、またインターネットを使ったいろんなやりとりとか、またさらにはスマートフォンのいろんなアプリがあつて、そこで最初は無料だけでもだんだんお金がかかってくるという問題というのも、今出てきつつあるのかなと思っています。

またさらには、まだ新しいVR、バーチャル・リアリティとか、こういう眼鏡型につけて、360度見えるというような、そういうことも、新しい技術がどんどん出てくれば、そこに関係してくる消費者問題というのがやっぱり出てくると思います。そういった最先端の技術の先進県としてでもあるんですけども、それに付随する課題解決の先進県として、これから出てくるようなそういう最先端技術に関する問題というのを来年できる、消費者行政新未来創造オフィスで、こういったいろんな新しい課題がありますよというのを、県の方から取り上げて、そこで徳島県から例えば全国に向けて発信していくような、提案というの必要だと思うんですけども、それに関してはどうでしょうか。

#### 勝間消費者行政推進課長

ただいま、岩佐委員から、来年度に消費者庁が新たに設置いたします消費者行政新未来創造オフィスで、様々な新たな消費者問題に対応していくように提案してはどうかという

お話を頂いたところでございます。

この消費者行政新未来創造オフィスにつきましては、国の方針におきましても、消費者行政の発展・創造の拠点とするというものとされておりますので、正に消費者庁がこれまで取り扱った部分だけでなく、これまで取り扱ったことのない、新たな取組も行われていくものと考えているところでございまして、岩佐委員からお話のございました、例えば衝突軽減のためのブレーキ性能でありますとか、スマートフォン、それからインターネット被害なんかも、最近是非常に多うございます。それから、VR、いわゆるバーチャル・リアリティーなどの技術の進歩に伴って生じる消費者問題についても、新たなテーマになり得るのではないのかなというふうに考えております。

例えばですけれど、消費者庁におきましても、非常に象徴的だったのは、7月の県庁での業務試験の際に、いわゆるスマートフォン向けのゲームで、ポケモンGOというのが出ていまして、利用の仕方によっては危険行為につながるというようなものがあります。そういうものに対して、消費者庁が正に間髪を置かずに、遊び方でありますとか危険行為につながる時にどうすればいいとか、危ない場所が出てきたら、例えばこれをメーカー側に知らせるにはこういうふうにしたらいいいというような注意喚起を行っているというようなことも、その間近で、我々、見させていただきましたので、新たに発生した課題に対して、積極的に対応を図っておりますので、岩佐委員から御提案の観点についても、関心は高いのではないかなという感じは持っているところでございます。

ただ、現時点におきましては、この新しいオフィスで実際にどんなことをやっていくのかというのは、概算要求資料等々で若干うかがえるところはあるんですけども、今後政府予算案等々の決定を受けて、次第に具体化していくんだろろうと考えております。ただ、私どもといたしましては、やっぱりこの新オフィスの設置、運営を全力でサポートしていくんだというつもりでございまして、このオフィスのメリットというのは、やはり消費者に近い、現場に近いということでございます。そういった地方の強みを生かすという観点からも、新しいオフィスでどのような取組を行うかについても、岩佐委員お話のとおり、消費者庁や、あるいは国民生活センターとも連携し、相談しながら、積極的に提案してまいりたいと考えておりますし、このオフィスの成果が、徳島発という形になりますけれども、全国に発信されて、消費者被害の軽減、ないしは消費者行政のレベルアップが、全国に広がるようにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

#### 岩佐委員

今は未定なところもあるということなんですけども、新しい問題、特に21世紀型の消費者行政の先進県として、またそういう課題に関して、新しい、いろんな研修内容というのを、徳島から始めていけるような、そういう取組というのをしっかりと進めていっていただきたいというふうに思います。

消費者庁等の移転をするに当たって、先ほどの、例えば国土交通省の話でもそうなんですけども、いろんな各省庁、国の機関というのが、いろんな試験をやっていたりするわけなんですけども、本当に視点を変えたり、切り口を変えたら、それがいろんなところで消費者問題にはなってくると思います。いろんな方に話を聞いていたら、例えば消費者庁内

でのテレビ会議のシステムの話も課題があったとかいう話も聞くんですけど、あとは、国土交通省との、消費者庁とのやりとりというのがスムーズでなければ、今後の消費者問題というのはなかなか広がりを見せないというふうにも聞いております。そういう意味では、例えば、国に対しても、省庁をまたがるようなテレビ会議のシステムであったりとか、当然そこでの働き方改革ということで、テレワークというんですかね、離れていても同じような仕事ができるということも必要だと思っております。私もその後いろんな、テレワーク関係の話も聞いたんですけども、一部、フェース・ツー・フェースでやらなければいけないという部分も当然あるかと思えます。ただ、やはり離れていてでもできることもたくさんあるかと思えます。例えば、消費者庁移転、誘致をするに当たって、徳島県がテレワークとかそういうことに対しての先進県としてならなければいけないかと思うんですけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

#### 勝間消費者行政推進課長

今、委員から、消費者庁の誘致に関連して、テレビ会議システムとかテレワークの取組が、本県が先進県でなければならぬんじゃないかという御質問を頂きました。

まず消費者庁及び国の話なんですけれども、今度できる新未来創造オフィスにつきましては、7月に実施された業務試験がベースになると考えております。その業務試験の際にも、やっぱりテレビ会議システムでありますとかテレワークというものを積極的に活用されておりましたので、そういうものの延長線上に今度の新しいオフィスはできるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

ただ一方、国の方針におきましても、各府省庁共通のテレビ会議、例えば、今、岩佐委員のお話にありました、消費者庁と国土交通省の間とか、そういうようなテレビ会議システム等々についても、今後の推移をしっかりと見定めていく必要があるというようなことも言われております。国の機関の話につきましては、国において積極的に取り組んでいただく必要があり、しっかりと取組を進めていただきたいと考えておりますので、例えば、11月はそういったものを実施していただけるように、国に対し、政策提言も行っているところでございます。

ただ、これに対して、我々、徳島県はどうなのかというところでございますけれども、消費者庁を誘致する際に、一つの柱として、本県には快適な光ブロードバンド環境があります、快適なICT環境がありますよ。それによって、新しい働き方改革ができますよというような御提案もさせていただいているところでございます。そういう徳島県でございましてけれども、既に、テレビ会議システムにつきましては、庁内の会議で様々な活用をしているということはもちろんですけれども、消費者庁とはまだ国のセキュリティーの関係でつなげていないんですけれども、独立行政法人国民生活センターと、実際に今テレビ会議の回線を結んで、テレビ会議によってこれからの進め方等々について、協議、調整を実際に行っているという実績も、今持っているところでございます。

また、テレワークにつきましても、例えばこれは経営戦略部の話になるんですけども、県職員に浸透するために、全職員を対象とした実証実験というものも進めていただいておりますし、商工労働観光部では、県内企業へテレワークの普及促進というものも図って



いつていただいているところでございます。

やはりこのテレビ会議システムでありますとかテレワークというものにつきましては、せつかく消費者庁の誘致というのが契機となりますので、全庁を挙げて取り組んでいく必要があると考えているところでございます。その現状に満足することなく、新しい働き方改革につながる取組につきましても、関係部局と、あるいは関係団体と連携をとりながら、徳島の先進性を正にアピールできるよう、今後取組を進めてまいりたいと考えておりますので、御協力をお願いしたいと思っております。

岩佐委員

しっかり先進県として取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に、「ここいた！ケモノ調査隊」について、ちょっとお伺いしたいと思っております。先ほどの鳥獣保護適正管理計画の中にも出てきたんですけども、野生鳥獣ウェブサイトというのがこれに当たるのかと思うんですけども、スマートフォンであったり携帯であったり、そこで野生鳥獣を撮影したり、位置情報を送信するというので、被害状況であったりとか位置情報というのを共有するウェブサイト「ここいた！ケモノ調査隊」というものが11月中旬から開設されています。情報を上げてもらう方を隊員と呼んでいるようですが、今の隊員数と投稿数の現状というのはどのようになっていますか。

小椋生活安全課長

ただいま岩佐委員から、「ここいた！ケモノ」調査について御質問を頂きました。ウェブを使った、この調査につきましては、まず前提としましては、岩佐委員からもお話がありましたように、シカ、イノシシ、サルの管理を進めていくため、被害がいつ、どこで起きているのかとか、どの範囲で生息しているのかということをしっかり把握することが重要であろうということで、GPSの機能がつきましたスマートフォンですとかデジタルカメラで、そういうもので撮影をしていただく。それがイノシシやシカの実物であったり、それから足跡とか、そのものがいなくなっても、食べた後の野菜とかで、今日こんなところへ出てきたぞというものをデータとしてまずは収集しようと考えております。

それによって、どこに住んでいて、どれぐらいの規模がいるのかとか、いつの時期に何を食べるというか、被害を及ぼしているのかということによって、時期に応じて、被害対策が講じられないかと考えています。この参加者を募るため、ホームページでの告知も行いましたし、それから、報道機関の御協力取材をしていただくことによって、PRもさせていただき、現在、56名の方が登録をしております。ちょっと投稿数はカウントできておりませんので、また後ほど報告したいんですが、協力者の拡大をするために、JAを通じまして、農業者の方に協力していただきたいということで、新たにパンフレットを2,500枚、それから、本日、この後予定しているんですが、森林組合連合会にもお邪魔をして、林業者の方にも是非ともそういうので、撮影をお願いしたいということで考えております。

さらに、現在指定管理鳥獣として、イノシシやシカの捕獲事業を進めておりまして、この従事者の方が猟友会の会員、250名ほどおられまして、実際に捕獲した場所でイノシシ

なんかを撮っていただくことによって、この時期、ここへ出てるんだなということがわかるように、そういうもので情報収集を図っていくということで、被害対策に役立てたいと考えているところでございます。

#### 岩佐委員

私も実際ホームページを見たら、いろんな情報が上がってはきているんですけど、若干地域による偏りというのもまだまだあるように思います。特に、中山間とか山間部での情報というのはまだまだ少ないようだと思うので、周知をして隊員数をしっかりと増やしていく必要があるかと思えます。

実際に今度、得られた情報からどのように駆除につなげていくのか。現状としては、鳴門のあたりで、サルが目撃情報が多いというようなこともあるんですけども、この中に、例えば、保護区であったりとか、特定の狩猟禁止区とかでの目撃情報があった場合に、その駆除というのをどのように進めていくのか、最後にちょっとお聞かせ願いたいと思います。

#### 小椋生活安全課長

駆除というか被害対策にどうつなげるのかということで御質問いただいたかと思えます。この調査によりまして、適時適切な計画的な捕獲ということで、特に鳥獣保護区とかそういう場所になりますと、通常は入れないんですが、例えば鳥獣保護区に住んでいる個体が一時期畑などに出てきて襲うのであれば、もうやってくるのがわかるので、発生予察的に有害駆除ということで捕獲などもできることになっておりますし、それから指定管理鳥獣ということで、イノシシやシカについては、そういうところが狩猟期とかには隠れ家になって、温床になっていることから、通常は保護区なので撃てないんですが、その事業に関しては許可捕獲という形で別途そこに対して捕獲することで、どこにいても被害をもたらす鳥獣をしっかりと捕捉し、計画的に捕獲につなげるということで、しっかりここで取り組んでいきたいと考えているところでございます。

#### 岩佐委員

実際には、市街地に近いようなところの目撃情報というのが多分多々出てくるかと思えます。そういったような情報をしっかりとつかんで、駆除であったりとか、また、午前中の杉本委員の話ではないですけども、山間部であったりとか、それがどういうふうに、例えば吉野川に移動しているというような、そういう情報の確保、そこからの対処というのにしっかりと役立てていただきたいと要望して終わります。

#### 寺井副委員長

杉本委員の質問に関連してですけれども、鳥獣被害について少しお尋ねしたいと思います。

鳥獣被害で実は一番困っているのは農家なんですよね。ちょっと理事者の皆さんにお聞きしたいんですけども、お住まいから 500 メートルぐらいの近くに、山があつたりする

とこで住んでる方、ちょっと手を挙げてください。

ありがとうございます。4人ということですので、農業の方は誰ですか。

2人ですか。20人ぐらいのうちに農家は2人ということで、実はちょっと杉本委員が発言していて、林業の方って本当に木を植えて木を切るのに50年ぐらいかかるのに、木が大きくなってきたら、その木は使えないというようなお話があったわけでございますけれども、本当にこれは、悔やんでも悔やみ切れないと思うんですけれども、我々も農作物を作るのに大体1年かかるわけですよ。それが見事に収穫を迎えて、残念ながら鳥獣被害を受ける。

今、御支援を頂いて、農家の皆さんのところに、鉄柵であったり電柵を設置しています。それによって、被害も少なくなってきたのはよくわかるわけでございますけれども、この計画を見ると、正にこれから、平成29年から平成35年にかけて7年間で減らしていこうという数字が、特にイノシシとシカについてはあるわけですが、もう少しスピード感を持って、この計画の数値ももっと下げられないのかと、実は思うわけです。

平成17年からの数字を見ると、私も議員になって10年目ですが、平成17年からたった10年で、倍の数字近くに増えていきますよね。さっきも言いましたように、林業の方は50年もかけて木をつくるわけですが、我々は1年に1作で頑張っていって、それが自分のものになっていかないというのは、非常に厳しい世界だと思うんですよ。ですから、やっぱりスピード感を持って、目標数値も、7年後には、イノシシであるならば5,310頭と、こういう世界ができるんですけれども、イノシシは大体、4,5頭は生まれますよね。これが、またすぐに増えてくるということになりはしないかと。このイノシシが何頭いたら自然にバランスがとれていいのかというのがよくわかりませんが、思い切って数字も減らしてほしいと思います。

イノシシじゃなくシカなんかも、さっきも出ていくときに杉本委員に聞いたら、「寺井さん、こういう子供が2年で3頭生まれるんだよ」と。となると、こういう計画であっては本当に大丈夫なのかという心配をします。特にこれ、四国4県がつながっていますから、追って向こうに逃げたやつがまた帰ってくる可能性だってあるわけですから、こういう計画で本当にいいのかと思うんですけど、これについていかがですかね。

#### 小椋生活安全課長

まずこの計画の数値目標、これは、平成35年の目標を定めた理由が、前提として、国では、現状に対して半減を目指すとなっていたんですが、それではいけないであろうということで、スピードアップを図ろうということで、それぞれ、それ以上に上回る目標値、それで、それに対しての設定は、目安としては、例えばイノシシでしたら6,000頭、シカでしたら1万3,800頭を来年度目指そうというのは、これはもうクリアしなければいけない目標だというつもりで捕っていかうということ。あと、寺井副委員長からもお話がありましたように、シカは17.5%ぐらい自然増加するんじゃないかという分析ですし、イノシシについては44%ぐらい、放っておいても自然増はあると見込まれていますので、それを前提に捕るといふこともあるんですが、もう一つ、イノシシは、突発的に異常に増える年があるということがありますので、これも踏まえながら、このままずっとのべつ幕なしに

毎年こなすというのではなくて、捕りながら、なおかつ、毎年、何頭いるのか、捕ったのかということ踏まえて評価をし直しながら、従前は5年間決めたらそれを目標にということでしたが、内容も、捕獲数については順次見直しをしながら、しっかり減らしていくということを進めていきたいと考えております。

寺井副委員長

しっかりやっているというのはよくわかるんですけども、さっきも言いましたように、徳島県でイノシシもシカも何頭ぐらいがいわゆる自然のバランスがいいんですか。

小椋生活安全課長

正直言いますと、イノシシはどれが目安かというのが、今のところ示されているものがないんですが、シカはちょっとだけ学術研究の中でわかったことは、大体100ヘクタールの普通の自然の森林とかそういう原野があるとしたら、本来そこだけで生活するのであれば、食物としてとるのに多くても3頭を養うのが限界というんですか。

それで、今回私どもが平成35年にシカを9,485頭としましたのも、森林面積とか原野になるような面積で可能な場所が、33,34万ヘクタールあるということで、そこから、3頭以下で、自然に迷惑をかけずに養えるとしたら、そういう数字を目指すべきであろうということになりました。

また、イノシシにつきましても、どこかでまた学術研究者とかそういうところを頼ってでも調査をして、目安みたいなものがもし見つければ、そういうものを踏まえて適正というか、自然で本来あるべき姿の生息数というものを目指していくべきであろうと考えておりますので、そこはまた研究してまいりたいと考えているところでございます。

寺井副委員長

そこまで考えているということで理解をするわけですけども、先ほども言いますように、特に林業の人たちが、植林をしての作業というのは、平たんなところではではない。非常に手間もかかり、作業能率が悪い中で作業をしていく。それが、4、5年たって、1メートルか2メートルぐらいになったときにシカに食われると。本当にもう極限まで減っても私はいいのかと思います。

イノシシも、44倍とかいうお話でしたけれども、すごい倍率で増えていくわけですから、農家も1年に1作という中で御苦労なさっています。やはりこれから高齢化を含めて若い人たちがいなくなっている中で、中山間を含めて、その地域で本当に今の、例えば柵をしたり電柵をしたりしている作業が今後も続いていくのかという部分、非常に不安になるわけですから、是非、計画が前へ進められるならば、精いっぱい進めていただいて、もう少し農家というか、その辺の、住民の皆さんが安心して暮らせるような世界を作っていただきたいなとお願いをして質問をおきます。

島田委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

**【議案の審査結果】**

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第 3 号，議案第 4 号，議案第 13 号

以上で、危機管理部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。（14時01分）